

生産緑地地区の追加について

区では、令和4年3月に施行した「中野区生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例」により、区内の生産緑地地区の指定面積要件を 500 m²以上から 300 m²以上に引き下げたところである。

今般、新たに生産緑地地区への指定申出があり、現地調査及び営農状況の調査を行った結果、生産緑地法の目的である区内の良好な都市環境の形成に資するものであったことから、東京都市計画生産緑地地区に地区番号 27(面積約 0.04ha)を新たに追加する。

1 生産緑地地区の位置、番号及び面積(位置図参照)

地区番号 27 中野区鷺宮四丁目地内(約 400 m²)

2 区内の生産緑地全体の地区数と面積

7 地区(約 1.31ha) → 8 地区(約 1.35ha)

3 当該生産緑地指定に関する経緯及び今後のスケジュール(予定)

令和7年7月	生産緑地地区指定の申出書受理
8月	東京都知事協議
9月16日～30日	都市計画案の公告・縦覧
10月	都市計画審議会(諮問)予定
11月	都市計画変更(告示)予定

位置図

